

情報通信審議会情報通信政策部会 ドメイン名政策委員会（第6回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成26年9月29日(月) 10時00分～11時30分
於、総務省省議室（7階）

第2 出席した構成員（敬称略）

村井 純（主査）、江崎 浩（主査代理）、木下 剛、沢田 登志子、土井 美和子、新美 育文、森 亮二

第3 出席した関係職員

（1）総務省

西銘 恒三郎（総務副大臣）

（総合通信基盤局）

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、吉田 真人（電気通信事業部長）、
高橋 文昭（総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）

（2）事務局

河内 達哉（データ通信課長）、山口 修治（データ通信課企画官）、
西室 洋介（データ通信課課長補佐）

第4 議題

- （1）報告書（案）について
- （2）その他

目 次

1	開会	1
2	議題	
	(1) 報告書(案)について	3
	(2) その他	2 2
3	閉会	2 2

開 会

(村井主査) 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、情報通信審議会情報通信政策部会ドメイン名政策委員会第6回の会合を開催させて頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日、マルチステークホルダープロセス検討ワーキンググループにこれまで検討頂き、その結果、作成して頂いた報告書(案)についてワーキンググループからご説明を頂きまして、その後に皆様からご議論頂くということが議事の内容でございます。委員の皆様、本日もよろしくお願いいたします。

本日は西銘総務副大臣にご出席頂いておりますので、議事に入ります前に、ご挨拶を頂戴したいと存じます。まずは西銘副大臣、よろしくお願いいたします。

(西銘総務副大臣) おはようございます。去る9月4日に総務副大臣を拝命いたしました西銘恒三郎と申します。自民党の総務部会長を経験しまして、総務省とのご縁ができたような男でございまして、これまで、それほど情報通信等々、詳しい男ではございません。委員の皆様方が、今日は第6回目と聞いておりますけれども、どうぞ自由闊達なご意見を展開しながら、国民のために良い制度ができるように、貴重なご意見等を拝聴させていただきます。

皆さんと共に参加をして頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(村井主査) よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは次に、配布資料の確認を、事務局からお願いいたします。

(西室データ通信課課長補佐) はい、事務局から資料の確認をさせていただきます。本日、資料は主に3つございまして、資料6-1が報告書の概要版で、横長になっております。資料6-2が報告書案になっておりまして、これは、縦長のホッチキス留めの分厚いものでございます。最後に、参考資料の6-1が前回会合の議事録です。皆様には一度ご確認を頂いておりますが、修正があれば、別途、事務局までご連絡頂ければ幸いです。

以上が事務局からの資料確認でございます。

(村井主査) はい、ありがとうございます。

議事に入る前に、カメラ撮りはここまでということにさせて頂きたいと思っております。どうもありがとうございます。

議 事

(1) 報告書(案)について

(村井主査) それでは、議事に入りたいと思っております。

前回までの委員会にて、いろいろとご議論頂き、その議論に基づきましてワーキンググループを作成して、ワーキンググループのメンバーでもある皆さんに詳細な議論をお願いをしたというところまでが前回までのあらすじでございます。ワーキンググループからのご報告がまとまったということでございますので、ワーキンググループの座長である江崎先生から、報告をして頂きたいと思えます。

では江崎先生、お願いいたします。

(江崎主査代理) それでは、ワーキンググループで作成いたしました報告書案のポイントに関しまして、私のほうから簡単にご説明させて頂きまして、詳細は、事務局のほうからご説明頂きたいと思えます。

概要版の横の資料の3ページ目、下段の点線の四角で囲ってる部分をご覧ください。検討における論点が4つございます。

第1の論点としては「. j p」の信頼性の確保の観点からの管理、運営体制の在り方に関する検討、第2の論点といたしましては、透明性の確保という観点からの「. j p」の透明性に関しての検討です。第3の論点としましては、わが国においても新g T L Dレジストリが登場していることから、これに関する検討。第4点としては、DNSはT L DのDNSサーバーのみではなく、個々のドメイン名のDNSサーバーが一定の信頼性を確保して継続して稼働することでI Pアドレスへの変換等ができるようになってるのですが、このDNS全体に関する信頼性に関しての検討です。この4点に関しまして議論をいたしました。

4ページ一番上のところが、わが国の管理・運営体制の在り方を検討するに当たった基本的な考え方です。これは報告書では23ページに書いてございますけれども、基本的には、仮に新たな規制を課す場合でも、民間の活力がなくなる方法でしっかり行うこと、それから、グローバルな議論に配慮をするということ、この2点を基本的なスタンスとして、各論の検討をさせて頂いております。

それでは次に第5ページ目のほうに進みまして、5ページ目の第1の論点である「. j p」の信頼性に関する議論でございます。

(3)の信頼性に関する規律の在り方に関しまして、四角で囲んだ部分をご覧ください。ワーキンググループでは、①、利害関係者や民間主導による目標・基準の設定、それから②国とJ P R Sの契約による方法、③法律による規則の3つの方法を比較検討いたしました。

その結果、基本的には、やはり民間主導が原則であること、それから、I C A N N等のグローバルなルールに配慮されたものであること、この2点が守られている場合に、法律の規定は選択肢の1つになり得るという結論に達しております。

次に6ページ目をご覧くださいんですが、6ページ目の第2の論点でございます。「. j p」の透明性についてでございます。

これに関しましては、会社情報等の情報開示の在り方と書いてある四角で囲んだ部分で

ございますが、事業・サービスの継続性・安定性に支障のない範囲で、経営の実態等を示す財務情報などの管理の充実を行うことが適当であるとされています。また、経営の実態等を示す財務情報などについては、有価証券報告書等の上場企業並みの開示が想定されるというのが本ワーキングでの結論となっております。

「.jp」ドメインに関する第3及び第4の論点に関してでございますが、同じく6ページ目の4でございます。インターネットの特殊性等への対応について、第3及び第4の論点についての四角で囲んだ部分をご覧ください。

gTLDの拡大を受けて、JPRS以外にも、わが国のTLDレジストリが登場すること。また、ドメイン名からIPアドレスの変換においては、TLDだけではなくて、すべてのレベルのDNSサーバーが継続的に稼働することも必要として、これらについては、法律を仮に課す場合でも、対象範囲は国民生活、それから社会経済活動への影響度の大きいものに限るなどの最小限にすることが必要であります。また、利用環境等の変化に機動的に対応できるような制度設計が必須であるという結論にしております。

以上が、基本的には、このワーキンググループでの結論のポイントでございます。

詳細に関しましては、事務局からお願いいたします。

(西室データ通信課課長補佐) それでは詳細な部分を説明させて頂ければと思います。総務省の西室でございます。

また横長の概要版で説明させて頂きますので、引き続きもう一度、1ページ目まで戻って頂けますでしょうか。

1ページ目、縦長のA3の紙でございますが、こちらのほうに、主に背景をまとめてございます。

第1章として、わが国のインターネットの普及とDNSの現状として、1番、わが国のインターネットの普及としてインターネットの発展の経緯と、(2)項でございますが、インターネットの普及状況及びその中でDNSが基盤的な技術になっているということが(3)番。(4)がDNSの構造ということです。委員会の第1回で説明させて頂いたこと及び皆様のヒアリングから聞かせて頂いたことを、まとめてございます。

2番と3番も同じような部分でございますが、わが国のドメイン名の普及状況、ccTLD及びgTLDの普及状況。こちらのほうは、左下に円グラフを載せさせて頂いております。3番で、新gTLDの登場ということを書かせて頂いております。

第2章のほうは諸外国の状況でございますが、本文の方に長く書いてございますが、こちらのほうでは、米国、英国、フランス、ドイツ、ブラジルということで5つの例を挙げさせて頂いております。

図のほうで、下の右側にccTLDの申請状況及び諸外国のccTLDの管理体制状況を概要に載せさせて頂いております。

おめくり頂きまして2ページ目の第3章、こちら、前半は背景でございます。

第3章1番わが国の管理・運営体制ということで、ICANNの概要とレジストリとの

関係ということで、(1)の①番ICANNの概要ということで、ICANNのほうでIPアドレス、gTLD、ccTLDが、この基盤とされていることと、②として、ICANNが各国にccTLD、gTLDの割り当て、委任をしていること、ここ一部データエクスチェンジとかの面もございしますが、③として、わが国としてICANNとJPRS様との関係ということで、スポンサー契約によりJPRS様に「.jp」が委任していることが書いてございます。④として、「.jp」、JPRS様から現在運用されるまでの歴史的経緯を書かせて頂いております。⑤として、今度はレジストリとレジストラ及び「.jp」の場合は指定事業者様でございますので、レジストラと指定事業者との関係、ドメイン名と登録者との関係ということ、まとめさせて頂いております。

また3ページ目、おめくり頂きまして、こちら前半、引き続き背景でございますが、わが国のレジストリの信頼性・透明性の確保に向けた取り組みということで、現状の信頼性・透明性の状況を書かせて頂いております。

①として、レジストリの信頼性確保に向けた取り組みとして、JPRS様が登録管理業務やDNSサーバーの運営業務をされていること、その確保のためにエスクローエージェントが契約で記載されていることや24時間の有人監視、サーバーの多重化等をされていることが書いてあります。また同時に、JPNIC様とJPRSの契約の間で業務改善勧告、再移管の予告と再移管の決定等が記載されていることが書いてあります。

②に移りまして、透明性に向けた取り組みとして、透明性の確保のため、JPドメイン名諮問委員会、こちらは、JPRS様が設置された諮問委員会ですが、こちらが設置されていること、あとホームページ上で会社情報などが開示されていることが書いてあります。

ここまでが、大きくJPドメイン及び新gTLD及びDNSサーバーの背景でございますが、その中で、先ほど江崎先生がおっしゃって頂いた論点を4つ、繰り返しになります。簡単に申し上げますと、「.jp」の信頼性、「.jp」の透明性、新gTLDが出てくること、4つ目としてDNSサーバー、TLDより下のドメイン名についても検討という論点が出てきております。

4ページ目に進んで頂きまして、こちらのほうからはワーキンググループでの議論の結果となりますが、4章第1の「基本的考え方」は、先ほど江崎先生が述べられたとおりでございます。

2番の信頼性の論点につきましては、2番(1)でございますが、JPRS様はこれまで停止した事例はないということで、運用実績は高く評価されているところでございます。もう1つ、グローバルな会議への参加により、ポリシー等がグローバル水準になっていることも記載しております。

(2)が信頼性の個別的な中身でございますが、①DNSの堅牢性の確保として、これはDNSは止まらないということでございますが、太字の真ん中のところの部分、今後も自主的な検証や自律的継続的な取り組みが確保できるよう、政府において、国の役割、民間の自主的な取り組みに対処すべきことを整理すべきということを書かせて頂いております。

す。

②の登録の一意性、これはだぶって登録しないかということですが、これは引き続き JPRS 様が継続して講じていくということを書いております。

③は不当な差別的取扱いの禁止について、そして現在ADRを用いて対応されておりますが、今後も必要な取り組みを講じていくことが望まれると。

④がレジストリとしてのガバナンスでございますが、JPRS 様の諮問委員会は先ほど申し上げましたが、こちらに、諮問委員会の中に政府を追加すべきというのが1つの結論になっております。

再移管スキームももう1つありまして、現在、運用業務が JPRS 様と JPNIC 様の契約で規律されておるといことが議論になっておりました。

枠囲みのところは、先ほど江崎先生に述べて頂きましたとおり、目標・契約・法律の3つを検討して、法律には一定のメリットがある、ただし、民主導の原則であること、ICANN等のグローバルなルールに配慮されたものであること、この2点が守られる場合には、法律による規律は選択肢の1つになり得るとい結論でございます。

もう1つ枠囲みの下でございますが、そこは信頼性の基準については JPRS 様が作成することが望ましいということが書かれています。ただし、その際は、JPRS 様の社内にとどまらず、利害関係者による意見交換のためのオープンな場を設けることが期待されるということに記載しております。四角の中は、この法律等によるメリット・デメリットのまとめでございます。

5 ページ目下の段の3番に行きまして、透明性についての論点、先ほどの2個目の論点でございますが、(1)として現状を書かせて頂きまして、(2)のところでございますが、透明性のところ、①の太字のところを読ませて頂きますと、「利害関係者等にとって有用となる情報のより一層の開示に努めることが望ましい。」と書かせて頂いております。

めくって頂きまして6 ページ目、1つの点でございますが、枠囲みのところ②会社情報等の開示の在り方として、太字のところを読ませて頂きますと、非上場企業への規律に基づき会社情報の開示を現在行っていますと、引き続き、経営の実態等を示す財務情報などの開示の充実を行うことが適当と議論されまして、一番下のところでございますが、事業継続性・安定性の予見可能性が確保されるという観点から、有価証券報告書等の上場企業並みの開示が想定されるという結論を出しております。

4番のインターネットの特殊性等への対応についてでございますが、先ほど説明頂きましたように、法律による規律を課す場合は、対象範囲等を影響の大きいものに限るなど、その範囲を考えることが必要とさせて頂いております。

5番でございますが、民間におけるインターネットガバナンスの議論の場として「.jp」の管理・運営における基準を議論する場合には、太字のところですが、多様な主体が集まり議論をする開かれた場が確保されることが望ましいとさせて頂いております。この中で、事務局は、JPNIC 様もしくは政府のほうで考えられるということが書いてご

ざいまして、太字のところでございますが、この場合、多様な意見に配慮しながらも、迅速な意見集約が可能となる体制が求められるとして、多様な主体が集まるがゆえに意見がまとまらないということがないようにということを書かせて頂いております。

6番でございますが、グローバルな枠組みへの参加として、JPRS様のみならず他のDNS関係事業者も、グローバルな会議に積極的に参加することが強く望まれるということに記載させて頂いております。

めくって頂きまして7ページ目でございますが、こちらは、本文に付けさせて頂くところでございますが、政策の実現に向けての留意事項、先ほど法律による規律は選択肢の1つとなり得ると書かせて頂きましたが、こちらの中で法律で規律する場合には、以下の点を留意する必要があるということ、ワーキングの参考として付けさせて頂いております。

1番、事業者の自主性の尊重と確保、太字のところを主に読ませて頂きますが、どのような形で法律による規律を行うかは、国において適当な方法を検討するべきであると記載しております。ただし、会社が実現すべき技術水準も含め、できる限り自主基準（任意規定）による規律が適当として、国が果たすべき役割と事業者の自主性による取り組みとのバランスを勘案するということが留意点として挙げられております。

2番目でございますが規律の対象の範囲でございます。こちらでも太字のところを読ませて頂きますと、DNSサーバーはDNSの設備であり、DNSサーバー運用は、いわゆる仮に事業法で規定するとしても、電気通信事業法で定義する電気通信事業に該当する可能性がございます。ですので、規律の対象範囲を決定する場合、想定としてですが、電気通信設備であるDNSサーバーに着目し、当該設備を有した事業者すべてに対して規律を課すことも想定可能ではございますが、対象の範囲としては、国において新たな規律を課すことによるメリット・デメリットを勘案し、その範囲を決定することが必要であり、また、インターネットの特性に鑑みて、今後の利用動向を注視し、機動的・迅速に制度整備と運用が図れるようにすべきとさせて頂いております。

3番、他の規制とのバランスでございますが、これは一般的に法律を、規律を考える場合には、他の法律とのバランスや整合性を考慮すること、及び、その容認性と必要性等々を考えながら、全体のバランスのもと制度整備が図られることが必要と書かせて頂いております。

4番でございますが、DNSサーバーの運営における信頼性の確保に向けた検討として、(1)、先ほど1番、自主基準等々と書かせて頂きましたが、自主基準実効性の確保として、規律の実効性を担保する措置として報告徴収、いわゆる報告を政府が求めることができるとか検査ができるとか、自主基準が守られてない場合には遵守命令を出せる、変更命令も出せるという等々の規律も併せて、その必要性等を検討することが必要ということと、(2) DNSサーバーの運営に深刻な事態が生じた場合もやはり、委員会ではセーフティネット等の議論がされましたが、報告義務等のDNSサーバーの運営の運営に深刻な事態が生じ

た場合の措置が検討が必要であろうということが、参考として政策の実現に向けた留意事項の中で書いてございます。

以上が、今回の報告書の概要でございます。

駆け足ですが、以上でございます。

(村井主査) ありがとうございます。

大変お忙しい中、ワーキンググループに参加して頂いた方には非常に熱心に議論して頂いたと伺っておりますので、その成果としての報告書ということで委員会としても敬意を表し、重く受け止めたいと思っておりますけれども、これをこの委員会の報告書にするには、どうすればいいのかということを考えて頂くのが私たちの今日の使命でございます。そういう意味で、今ご説明頂いたこの報告書を、あらかじめ見て頂いた部分もあると思っておりますけれども、章を追って、この委員会の報告書として報告していくに当たり、気がつくこと、あるいは、こうしたほうがいいのではないかなというような議論をしていきたいと思っております。

大きな流れとしては、ここで修正したものを報告書とした場合に、それをパブリックコメントにかけるのですよね。

(西室データ通信課課長補佐) はい、パブリックコメントは、必要でございます。

(村井主査) そのプロセスを経て最終的に確定するということになると思っておりますけれども、ここまでやって頂いたのですから、できるだけ速やかに行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず1章から3章までが背景ですので、ここまでのところで何かお気づきの点ございましたら、ご議論いただけますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(沢田委員) ありがとうございます。ワーキンググループの先生方には大変な作業をして頂きましてありがとうございました。とりまとめ頂きました事務局にもお礼を申し上げます。

中身の話に入る前に、ちょっと確認をしておきたいんですけれども。

報告書案のタイトルが、事前に見せて頂いた時には、マルチステークホルダープロセス検討ワーキンググループの報告書ということでした。マルチステークホルダープロセスについて詳細に検討をするためにワーキンググループを立ち上げると伺っていらっしゃるところ、出てきたものを見ますと、マルチステークホルダープロセスについては、それほど多くは書かれていなくて、むしろドメイン名政策委員会の検討全体についておとりまとめ頂いたと見えます。そこは何か経緯があるのでしょうか。

(河内データ通信課長) 事務局でございます。

おっしゃるとおり、ワーキンググループのタイトルは、マルチステークホルダーということだったんですが、もともと、ワーキンググループで報告書の案を作成頂くということは考えておったんですが、委員会の中でマルチステークホルダープロセスについての議論がちょっと十分でなかったもので、特にマルチステークホルダープロセスについての議論を

深めながら報告書案をおまとめ頂いたという趣旨で、ワーキンググループのタイトルを、そういうふうにさせて頂いたということでございます。

(村井主査) どうですか、沢田さん。

(沢田委員) はい、分かりました。

最終的な報告書の中には、こういう経緯でワーキンググループを設置して検討したといったことが書き込まれるとの理解でよろしいですか。

(村井主査) よろしいですか。私も、ちょっと同じことを感じていました。

ですからこれは今、ワーキンググループからの報告書がこうやって上がってきているので、ここにこういう文言を入れたほうがいいのではないかというようなことも含めて、ちょっとここで議論しませんか。私はは実は、マルチステークホルダーという考え方について、ちょっと意見はあります。ですが主査という立場上、あとのほうで言いたいと思います。

というわけで、沢田さんも、ここはこうではないのかという意見を、もう言っていたほうが良いような気がします。それでは、ご発言よろしく願いいたします。

(江崎主査代理) ちょっとよろしいですか。

(村井主査) はい、どうぞ。

(江崎主査代理) マルチステークホルダープロセスに関する議論というのが、与えられた最初のミッションでありますけど、それに至るための背景の整理等が必要でしたので、そちらのほうの議論を進める。それから、マルチステークホルダープロセス自体が、まだグローバルにも固まっていない状況であるということ等も鑑み、それに関するような背景の整理というのをやってきた。マルチステークホルダープロセスを決めるような活動を早急にやってくださいというようなことが、結論としてあるということです。

(村井主査) はい、ありがとうございます。

そのほかは、いかがでしょうか。

(森委員) お願いします。

(村井主査) はい、どうぞ。森さん。

(森委員) はい。報告書案のほうを、むしろ見て頂いたほうが良いと思いますので、資料6-2、33ページにそのことがあります。沢田さんのご指摘のとおり、マルチステークホルダープロセスを検討する作業部会だったわけですけれども、検討を結構行ったと考えておりまして、議論はしました。

ただ、なかなか、どこまでそれでいけるのかということについて、それは難しいものがありまして、結局、33ページに書いてある、15行ぐらいでしょうか、これになってしまったんですけれども、基本的には、今後外部におけるマルチステークホルダープロセスの在り方を検討し、実装の準備を速やかに行うべきというのが結論になっています。

やはりこれは、会社の外側にマルチステークホルダープロセスを作って、それについて、そこで決めたことは、ガバナンスに大なり小なり影響する。これは、どの程度マルチステ

ークホルダープロセスの決定を J P R S が尊重するののかという問題はありますけれども、少なくとも影響はするわけでして、そもそもの株式会社である J P R S としては、そんなことを外から言われたくないということがあるわけです。だからここはもちろん、せめぎ合いのあるところでして、今のところは、こういう書きぶりになっているということです。これについては、親会である委員会でご意見があつて当然であるというふうに思っております。以上です。

(村井主査) はい、ありがとうございます。

全体的にこの報告案には、J P R S のプロセスというか「. j p」のプロセスの話と、DNS 全般に関するインターネットガバナンスにかかわる話の 2 つがあるのだと思います。今の森先生のご説明は、J P R S のオペレーションに関するマルチステークホルダーの話のようでして、つまり、J P R S の透明性をどうやって担保するかという議論だと思いません。

もう一方、大事なのは、インターネットのプロセスの中でマルチステークホルダーをどういうふうにしていくかという議論です。私が意見があると言ったのは、実は、その部分をきちんと書かないといけないのではないかということです。

これについては、やはり日本は相当うまくやっているのではないか。マルチステークホルダーというのは、インターネットのオペレーションの当事者と、それから国や行政と、それから利用者を含めたその他のステークホルダー、これらが力を合わせて進めていくということです。そういう意味では、意思決定その他のプロセスについて、日本はうまくできていると思うのです。

ただ、今一番重要なのは、国際舞台でこのことが問われていますから、そこに対して、これをどうつなげていくかという部分だと思うので、その意味でのマルチステークホルダーの修正案は、ちょっと考えてきました。ただ、それは、4 章だと思うので、その時にお話をします。

その他はいかがでしょうか。はい、どうぞ、木下さん。

(木下委員) 1 章のところですけど、背景のところ、具体的に言うと、1 章の 3 のところで、最近の新たな動きということで g T L D のことが書かれているんですけど、I C A N N を取り巻く動向についても、今のマルチステークホルダーの今後の環境整備について話し合ったこととかかわりますし、それから 2 章のところ、今回の検討をして頂く中での条件、仮に新たな規制を課す場合の条件として、基本的に 2 つのスタンスをよくまとめて頂いてと思うんですけども、2 点目のグローバルな議論に配慮することということの具体的なところにかかわるポイントを、背景として、もう少し最近の動向として加えて頂いてはどうかと思いました。

(村井主査) はい、ありがとうございます。

これからどうなるかについて、なかなか分からないところもあるのですが、少なくとも今までの活発な議論の背景があり、それと、DNS との関係があり、そのプロセスと

の関係というものの背景は確かに入れたほうが良いと思いますので、それは、親会として入れることもできると思います。総務省のほうでも、それをだいたおまとめになってますので、それはあると思います。

はい、その他、何かございますでしょうか。はい、どうぞ。土井さん。

(土井委員) 今のマルチステークホルダーのお話とも関連するのですが、報告書の13ページで諸外国のccTLDの管理体制というのをまとめて頂いて、これは大変見やすい表になってるんですが。

一方、あとのほうで出てくるマルチステークホルダーというのは逆に、今のご指摘もそうなんですけれども、海外でどうなってるんですかというのが、きちんと読めば、組織体制のところと政府関与というところを見ると分かるのですが、ここにマルチステークホルダーという言葉がないので、諸外国がどうなっていて、それに対して日本がどうなんだというのが、ちょっとこの表から読み取れないので、ここを少し工夫して頂いて、マルチステークホルダーというところが日本は今どうで、今までうまくいっているというものが、一体どういうマルチステークホルダーでうまくいっていて諸外国はどうかというものが1列付け加えるのか、組織体制と政府関与というところをうまくやるのかを、修正頂けるとありがたいんです。

(村井主査) はい。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

私も1つ質問、いいですか。

3章1の(1)「ICANNの概要とレジストリとの関係」に、①から⑤まで5個あるのですが、この順番についてです。③と④というのは歴史的に順番が逆になっていて、③があとで④が先なのです。構造から言うと、⑤のレジストリ、レジストラは、つまり用語集ですね。①はICANNの概要ですけれども、④はICANNの前ですね。この時制とそれからセマンティクスとの関係でちょっと違和感があったのです。③④の順で読んでみると、④は相当昔の話で、③は1998年にICANNが設立されて、JPをそこに持ってきたという話。そして⑤だけ、それとは関係のない話ですね、用語集ですから。というわけで、ちょっと、これは分かりやすくしたほうが良いのではないかと思います。

これは、何か意図してですか。

(江崎主査代理) いや。特にそういうことは意識せずに、このブリーフィングは生かしましたので。順番を入れ替える、それから5番目が、そういう意味では⑤のところ用語説明になりますので、ちょっとこの書き方は、特に意図があるわけではありません。

(村井主査) なるほど。そうすると、整理したほうが分かりやすいのではないかと思います。特に③と④の時制が過去に戻るというところが読みにくいのではないかと思います。④はICANNと関係がないから、この章で言えば前書きみたいなものでもいいと思います。①よりも前で。これはICANNプロセスになる前の話ですから、もうビフォークライスト、何というかそういう紀元前みたいな話ですね。事務局の方では、これに何か特段の意図はありますか。

(河内データ通信課長) 特定の意図を持って、このような順番にしたわけではありませんで、分かりやすく、ちょっと検討させてください。

(村井主査) では少し考えて、少し直しましょう、分かりやすく。

その他いかがでしょうか、1章から3章まで。はい、どうぞ、沢田さん。

(沢田委員) 今、④が紀元前だというお話がありまして、その中にJPNICさんが公益法人化された経緯も書いてあるんですけども、その段落の最後に、「現在の体制となっている」と結ばれています。17ページの上から3つ目の段落です。確か委員会の最初のほうの議論の中で、JPNICさんが公益法人から一般社団法人になられたというのが検討の背景にあったと思いますので、それも経緯の中に付け加えたらいかがかという提案です。

(村井主査) それは紀元後ですね。なるほど。確かにそうですね。その変更に対する記述はどこにもないですね。

図8などは、ですから、いつのことかというのが明記されていないといけない図ですね。そして、④の最後にできたJPNICは、公益法人化(科技庁、文部省、通産省、郵政省の4省庁共管)ということで、そこまでしか書いてないですね。その起源は書いてあるけれども、現状は触れていないということがありますので、これも、どこかで触れられるようにしたほうがいいと思います。

(西室データ通信課課長補佐) そうですね。それであれば、先ほどご指摘頂いたところに、公益法人から一般社団に変更ということは、④の中で書かせて頂きたいと思います。

(村井主査) はい、そうですね。ありがとうございました。

そのほかはいかがでしょうか、1章から3章まで。

はい。それでは4章に行きましょう。4章について、それから5章については順にやっていきましょう。じゃあ、4章いかがですか。どのようなことでも結構です。

では、ちょっと私のほうから。先ほどのマルチステークホルダーにも係る4章の1のところは、「基本的考え方」ということですので、今まで日本がどういう位置であったかということも含めて、きちんとこの分野の位置づけを、明確にしておいたほうが良いかと思えます。最終的に5章以降で政策、或は、総務省での会議ということで、今後の政策やルール改正等に結びつけるに当たっての重要な点を、やはり4章の1で記述しておく必要があるのではないかと思うのです。

1つは、グローバルなインターネットに対して日本が大きな責任を持つてるということ。これは今後マルチステークホルダーのプロセスが進んでいく中で、日本は官民一体になってマルチステークホルダープロセスに参加をしていかなければいけないということがあると思えます。したがって、そこの意味を、きちんと入れたいという点。それからもう1つは、日本がやはりこれまで大きな貢献をしてきたという点。その2点ははっきりと入れたいなと思ひまして、そういう修文をしたいということでございます。

一応、修文の原案を作ったんですけども、「委員から2つの基本的な意見が出された。

1つは、グローバルな唯一の「インターネット」(the Internet)の一部を、わが国で運用しているという立場と、そのグローバルな空間での経済の安定と発展のために、わが国のインターネットは貢献すべきであるという立場を共有するという意見である」。こういう意見が出ましたということで、この場ではそれが出ていたと思います。

そして、「新たにわが国の独自の規制」を課す。規制というのは、法律でやる場合は、もちろんわが国独自なのですけれども、それでも、これまで「日本がグローバルなインターネットの発展に大きく貢献した点、また国内では、わが国の新しい情報通信の政策に従って民間主導により発展してきたという経緯を踏まえ、今後の民間の活力がなくなる方法で行うことが適当かつ必須であるとの意見が出された」と、こういうふうに修文したいなと思っています。

この辺り、もう少し修文したいところがあり、残した部分があります。この「民間主導」というのが、2000年からのIT政策において、非常に重要な考え方だった訳ですけども、今、マルチステークホルダーと言ったときは、国の役割をきちんと定義しましょうということも含まれているのだと思うのです。

2000年にやった時は民主導ということで、国ではなくて民間がやるぞという話だったけれども、今は、インターネットは全国民の基盤になり、全産業の基盤になったわけですから、行政の役割もあるわけです。ここのところがポイントなので、あまり今後も民主導だというような言い方をしていくことは、マルチステークホルダーの議論とちょっと違うかなという気がします。

どうぞ、ご発言ください。

(江崎主査代理) はい。民間主導という言葉が少しミスリードをする可能性があるということで、同じページの注釈のところ、民主導という形というのは政府の関与を否定するというものではなくて、民間の活動を政府が支援するとか、あるいは政府と民間がどう関係していくかという意味における民主導、民間主導という注意書きにしておりますが、これを本文に書いたほうが良いというご意見であれば、対応しようと思っております。

(村井主査) 問題は、マルチステークホルダーをまだ片仮名で言うのかということがありますが、本当はそのことをきちんと言ったほうが良いと思います。マルチステークホルダーがモデルだと言うのなら、それでも良いと思いますが、それでやらなければいけないということを書いたほうが良いような気がします。そして「今後も民間の活力がなくなる方法で行う」とありますが、活力がなくなることを心配していますかね？正直言って、2000年の時は、そういったバイアスをかける必要が少しあった気がしますけれども、今、その表現は、民主導というよりも、民間も行政も利用者も協調した共同作業の中での運営・発展が継続されることが重要であるというように、マルチステークホルダーと言ってしまって、そろそろいいのではないかなという気がします。

それから、インターネットについて、後半で固有名詞だということを言っているのですけれども、議論になってしまうかもしれないですが、重要なことなので、頭に出してもいい

いかなと思います。

この辺りが、私の4. 1の修文の骨子ですけれども、そういうことを含めて、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(森委員) はい。今の村井先生のお話を伺ってしまして、全くおっしゃるとおりだなと思いました。

私が言うと怒られるので、あんまり自分から積極的には発言できなかったんですが、民間主導という言い方をこれほど頻繁に使っている分野は、インターネットの各セグメントの中でも、ドメインだけだろうというふうに思っております。

本来は、インターネットの1つの課題は、どのようにインターネットをきれいでまともにするかということにあるわけで、例えば違法・有害情報対策ですとかセキュリティですとか、そういうことが大きな課題になるわけですけれども、そこで問題になるのは、それは、例えば違法・有害情報であれば、表現の自由が保護されていること、それから検閲に近いようなことが行われないうことっていう、はっきりした憲法でも保障されているようなところから下りてきて国は関与しない、例えばブロッキングのリストを作るときに、それは政府が関与しないような形でブロッキングのリストを作ることがルール化されるわけですけれども、これを民間主導とは言わないわけでして、それは、ほかにきちんと検閲の禁止というルールがあるわけです。

そこから、それをもって、このように動いているわけですから、ここで言うドメインの世界での民間主導というのは、ちょっと私としてはピンと来ないなというふうに、前から思っていました。

しかし、非常に皆さん民間主導、民間主導とおっしゃるものですから、なかなか、そうなんですかと言にくいものがあつたわけですけれども、村井先生がおっしゃつたので、そうだ、そうだと言うわけでございます。

(村井主査) 繰り返しますけれども、やはりこの2点を4 - 1で入れるべきだと思います。今のご指摘の部分をきちんと含めて。いま、森先生がとてもいいことをおっしゃっていて、例えば、通信の秘密という非常に重要なルールというのは法律で決まっています、それが電気通信事業全体に効いてくるわけですね。それで、さきほどのブロックリストを作つてブロックするというのは、これは民間企業がやっているわけで、これで安全性が保たれる。

ただ、このブロックリストを政府が作るということになると、これは政府の検閲になってしまうので、この辺りのバランスがうまくいっているというのが、先ほど私が申し上げた、この国は非常にうまくいっているということだと思います。したがって、要は、わが国のインターネットの運用は、言わば本来のマルチステークホルダーがそれぞれの役割・責任をきちんと果たしていくということでもうまくいっている、これが1点です。

もう1点、どうしても言いたいのは、インターネットというのはグローバルな唯一のエンティティであり、その空間の一部分の運用を担っているのが、これはどの部分でもそうな

のですが、J P もそうです。の国の中の J P をうまく動かすというのは、マルチステークホルダーでうまくいっています。ただ、そのインターネットというのはグローバルなインターネットの一部分なので、グローバルなオペレーションの議論に参加をして、何か課題があるとすれば、日本としてこうすべきだということを提案する、意思決定に参加するといった、グローバルなインターネットのオペレーションの変更であるとか今後の安定性であるとか、そこに貢献すべきであるというグローバル性。この2点を4 - 1で書くべきだと思います。そういうことで修文をして欲しい。

ほかにもご意見があれば伺っておいて、その修文に反映させたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(森委員) まさに、もし民間主導というようなことに代わるものとしてマルチステークホルダーということが出てくるのであれば、それは日本におけるインターネットガバナンスという文脈でももちろんそうですし、さらにドメインという文脈でもそうですし、また、どんどん各論になっていってしまうんですけども、J P R S のガバナンスという点についても、やはりそういう面が、運営の安定性みたいなことを害さない程度で必要だという話は出てくるのかなというふうに思っております。

さらに言えば、この委員会の由来といいますか、これまでの議論も、やはり大きなところに向けられた面もありましたけれども、J P R S のガバナンスをどうするんだということに向けられてきた部分も、かなりあったわけですね。そこもあったわけですので、やはりそういう意味ではこの報告書は、冒頭の沢田さんのご指摘にもありましたけれども、もう少し、マルチステークホルダーが前に出ていてもいいわけです。作業部会の名称もそうですし、この報告書の分量としてもそうです。

そういう意味では、先ほど歴史のご説明がありました。あれは「. j p」の歴史ですから、別にあそこには書かなくてもいいのかもしれないけれども、こういうマルチステークホルダーの議論の歴史、議論そのものの歴史でしかありませんけれども、そこにはドメイン名協議会の問題もあったわけです。

ですので、これまでの議論には、何がしかのインターネットに対するマルチステークホルダーの期待、ドメインに関するマルチステークホルダーの期待、J P R S に関するマルチステークホルダーの期待というものがあったわけですから、それは、もう少し紙面を割いてあったほうがいいのではないかというふうに思います。

(村井主査) はい、ありがとうございます。やっぱり、4 - 1ですか。

(森委員) そうですね。

(村井主査) 分かりました。場所としては4 - 1ですね、森さん。

(森委員) そうですね、はい。

(村井主査) はい、分かりました。

そのほか、いかがでしょうか。はい、沢田さん。

(沢田委員) 今の森先生のご指摘、そのとおりだと思います。マルチステークホルダーのプロセスの検討をするというときに、どういうことを検討すべきかと考えていたことの1つが、村井先生がおっしゃったことだと思います。マルチステークホルダープロセスを考えるべき分野が2つあるという前提の話です。

それをもっと詳しくといいますかブレイクダウンして頂いて、マルチステークホルダーのプロセスというのが、何故この分野に必要で有用なのかとか、諸外国ではどうしてるのかという先ほどの土井先生のご指摘とか、成功するマルチステークホルダープロセスには、どういう要件が必要とか、そこから見ると現状はどう評価できるのかとか、ドメイン名に関するマルチステークホルダーって誰?とか、そのプロセスを運用する担い手として、どういう主体が求められるのかとか、いろいろ論点が浮かんできます。ワーキンググループで十分に議論はしたけれども方向性が出なかったというお話でしたが、もし、まだ間に合うところがあるのであれば、少し含めて頂けると良いかなと思いました。

以上です。

(村井主査) 分かりました。

大体ご意見を理解しましたので、それを修文に反映させようと思います。

今のお2人の意見の中で、基本的にマルチステークホルダー、もちろんグローバルなインターネットに対して日本がマルチステークホルダーのプロセスに参加しながら、きちんとグローバルなインターネットに責任を持っていくという話と、わが国のインターネットが健全な基盤として動くためのマルチステークホルダーのきちんとした役割分担がありますよねということがあります。そして、その中でJPRSに関して、もう少し、JPや今後のTLDに関してどうするかというところ、あるいは現状のJPRSの具体論というのも、この報告書には入ってきてまして、そこに対してのマルチステークホルダーというのは、最初に森先生ご説明頂いた、33ページの内容になると思います。

マルチステークホルダーに関して書いてあるところ、つまりマルチステークホルダーという言葉が一番書いてある部分が、33ページの報告書の本体にあると思われます。

そうすると、ここは大体ワーキンググループのほうの報書のとおりで良いと考えて、それをベースに4.1を作れば良いということですかね。森先生、いかがですか。

(森委員) はい、そうですね。ここは、少なくともワーキンググループレベルでは非常に議論した結果として、こういうふうになっておりまして、但し書きのところの(1)と(2)が長いという、個人的にはちょっと消極的な書きぶりになっているところが心残りではあるものの私もアグリーをした文案ですので、これでいいかと思うんですけども、やはりこういう外部におけるマルチステークホルダープロセスに寄せられる期待といいですか、そこに向けられて、これまでの議論があったのだというようなことを、4.1で書いて頂ければいいんじゃないかというふうに思います。

(村井主査) はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、4章は、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(土井委員) はい。今のお話に関連して少し検討が必要かなと思ってますが、2か所ございまして。

32ページの5の「民間におけるインターネットガバナンスの議論の場」の、民間におけるというのが何となく引っかかっていたのですが、今のお話を伺って、ここにマルチステークホルダーと入れるのか、あるいは利害関係者によるというふうに考えるのか。何か民間というと、直接何も関係せずに意見を言うみたいな、非常に責任がなく意見を言うようなイメージがあるので、そういう意味でも少し、単に民間というのではなく、もう少し見出しとして、対象をどういう人にしてるのかというのは書いてもいいのかなというふうに感じます。

2点目なのですが、先ほどからお話のあったグローバルというお話が34ページのところにも書いて頂いてるんですが、一番最後のところで、他のDNS関係事業者も積極的に取り組むことが望まれるって書いてあるんですが、「グローバルな会議への参加は」というのがこの文の冒頭にあるので、何かただ会議に参加すればいいんだよ的なことになっていて。

そうではなく、ここはやはりマルチステークホルダーのプロセスをグローバルなところでも、きちんと議論しないといけないですよっていうもう少し主張があってもいいのではないかというふうに思いました。

(江崎主査代理) はい。ご指摘の部分、先ほどの森先生のご意見の33ページのところが少し消極的になってるとするのは、やっぱりきちんと動かすということを担保するということが第1のポイントですので、それをきちんと守ることが非常に重要であるということがワーキンググループでも強く認識をされ、結果、少しこういう表現になったということになります。

それから、32ページのほうの民間におけるというところが、土井委員のご指摘のとおり、多分、民間におけるという表記はないほうが良いかもしれないですね。インターネットガバナンスの議論の場にしたらほうが、多分民間の、先ほどの政府も含めた形でのちゃんとした場を作らなきゃいけないことになります。

それから最後のご指摘のところはまさにご指摘のとおりで、しっかりと責任を持ってグローバルドメイン、それから日本の中での議論に、関係者がしっかり入って責任を持った貢献をして頂きたいという意味の文章ですので、おっしゃったとおりのような修正は、非常に大事だと思います。

(村井主査) グローバルな会議に参加するというのは、ガバナンスに参加するということが大事なのですね。

(江崎主査代理) そうです。はい。

(村井主査) はい。いかがでしょうか。はい、どうぞ、沢田さん。

(沢田委員) 33ページの2つ目のパラグラフですけれども、下のマルチステークホルダープロセスの主体となり得る組織としてJPNICもしくは政府というふうになってい

ます。これに異を唱えるものではもちろんございませんで、ほかにやる人はいないだろうと思いますし、これでいいのかと思うのですが、一方で、やはり委員会の初めのほうで指摘されておりました J P N I C さんと J P R S さんの関係の近さといいますか、利益相反の関係を懸念する声もありましたが、そこはワーキンググループでは、どのように整理されたのか、教えて頂けますでしょうか。

(村井主査) はい。

(江崎主査代理) やはりしっかりと運用するということに関しまして、J P N I C だけというのは健全ではないので、しっかりと総務省との関係をしなきゃいけない。これは I C A N N との契約の関係もそうになっているわけですから、これは改めてしっかりと、総務省にもステークホルダーとしての役割をやっていかなきゃいけないというのがこういう分野です。

したがって、もう1つは、総務省と J P N I C にしっかりとこれ検討して頂いて、まさに新しいステークホルダーが必要であれば、その中には当然ながら入っていくということは、総務省としての大きな責任になるという認識でございます。

(沢田委員) もう少し率直に言えば、J P N I C が J P R S の株主だったりその逆だったりということが、今後は解消されていく前提でいいのかどうかという質問です。

(江崎主査代理) その点に関する議論は検討の中では出ておりませんが、どういうふうな体制をこれから作っていくべきかというような議論をしております。

(村井主査) しかし、ガバナンスというぐらいで、透明な独立性を目指していくことが健全というのがここでのコンセンサスとすれば、そういうことを書くことはできるのではないかと思うのですが。今すぐどうなるかということではなくて、株という、これは経緯とか何かルールとかもあると思いますから、それらを今から詰める時間はないと思いますけれども、基本的には、チェックをするための組織作りというのが透明かつ中立で健全だということが本質だと思います。

それから、このガバナンスの役割は、果たして J P N I C もしくは政府しか考えられないかということもちょっとあるかと思うので、「J P N I C や政府『など』が考えられる。」だとか、そのぐらいでもいいかもしれません。ただ、そうやってしまうと、今後の運びが難しくなるようなら、ちょっとこれも検討が必要ですが。

でも、意図はご理解しました、承知はしています。それで、よろしいですかね。(沢田委員) もう1つ、信頼性と透明性というのが2本柱になっていると思います。信頼性に関しては、なぜ信頼性が必要かという、公的なインフラになってるから、公共性が高いからという理由がはっきり書かれているんですが、なぜ透明性が必要かという理由が書いてない気がいたしました。

これも以前の議論では、日本を示す c c T L D は「. j p」だけで、利用者にとってはほかに選択肢がないということ、ある意味、独占的に運営されている事業だからというのが、透明性が必要とされる理由じゃなかったかと思いますので、それを書き込んで頂くと

いうご提案です。

(河内データ通信課長) 事務局でございます。

沢田委員がおっしゃるとおり、なぜ透明性が必要かということをおまじしも十分に書けてませんので、その趣旨は書かせて頂きたいというふうに思っています。

(江崎主査代理) よろしいですか。

「. jp」に関してはJPというドメインですけれども、もう1つワーキンググループで出てきたのは、そのほかの地理的 gTLD の面に関しても、それしかないというのが出てくるので、そういう意味では「. jp」は1つの典型的な事例になっているということは、ワーキンググループでも議論しています。

(村井主査) では、ちょっと「独占」という言葉も、ある意味で誤解を呼んでるかもしれないので。「レジストリ」と「レジストラ」の説明が書いてありまして、レジストリというのは、その性格から、やはり1つのオペレーションになっていなければいけないというのがありまして、それが、レジストリとしてのガバナンスというのは25ページ辺りにも書いてあって、レジストリとレジストラの定義というのが書いてある。

したがって、今、沢田さんがおっしゃった部分の本質的な意味は、日本という空間で1つの意思決定をする責任を持っているという背景があるので、したがって、その意思決定は透明性がなければいけないと、こういうことですよ。そういうことで表現できればよいのではないかとこのように思いました。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは次に、5章というのは参考ということですね。参考のところの政策の実現に向けての留意事項ということで、これはある意味ワーキンググループで議論して頂きましたけれども、本質的には、この委員会が諮問されているドメイン名を少し飛び越えた話にもなるかもしれないけれども、政策の実現に向けてということで書かれているところでございます。いかがでしょうか。

(江崎主査代理) よろしいですか。

(村井主査) はい、どうぞ。

(江崎主査代理) ワーキンググループの中では、この参考のところに関する議論は、基本的には行っておりません。事務局からの、もし、こうなった場合の資料としてご提示頂いたという性格のもので、これについての議論は、ワーキンググループの中では行ってないというのが実情でございます。

(村井主査) この委員会としては、これをつけてパブコメに出して進めていきたいということから、基本的な考え方は、この委員会として共有をしておく必要があると思います。

1つは電気通信事業法というのがインターネットに関する法律ですけれども、先ほど少し申し上げたように、現状では、あらゆる日本の産業分野がインターネットを利用しているという状況がありますし、あるいは、あらゆるライフスタイルがインターネットを利用

していると。今現在、冒頭のところで79%と書いてありましたけれども、実質的には8割を超えているのではないかと。そうすると九十何%が産業ですから、そういう意味では、もう産業はいわばインターネットの上で動いている。

それで電気通信事業法というのは、もとはいろいろな背景がありましたけれども、実質的に全部デジタル化されて、デジタルコンバージェンスのようなところを通ってきてるので、実質的にはインターネットそのものがデジタル通信のインフラになっているということで、そういった意味での電気通信事業法の未来像というのを、考えていく必要があるだろうというのは背景にあると思います。

そういう意味で、DNSが1つのレッスンなのは、DNSそのものが通信を媒介する電気通信事業であるかどうかというようなことを含めて、今までの電気通信事業の考え方は、重要なインフラであるにもかかわらず、捉え方が変わってきたというところがあると思いますので、そのことが、主にこの1の辺りに書いてあるというふうに思います。

それで背景としては、インターネットの位置付けが電気通信事業の中で非常に大きく変わってきたと言っていると思いますけれども、その中で、どういう役割が政策或は行政にあるのかということ、今回の議論の中では、副作用的にたくさん議論をしたわけですから、そのことを、せっかくだから参考として書いておこうということだと思います。

それから、そのことが法律的な背景としてここで示されていれば、最後の38ページに書いてあるような深刻なことが起こったようなときに大丈夫かという議論もあったかと思えますけれども、そういう部分も含めて電気通信事業ということで、行政の役割というのは何であるかということに関して、今後議論が発展できるようにということでこの参考が出来ているというような位置付けだと思います。

さて、この文章そのものに関して何かお気づきの点ありましたら。よろしいでしょうか。その他全体に戻って頂いても、報告書について。

(新美委員) ちょっとよろしいですか。

(村井主査) はい、どうぞ。

(新美委員) ワーキングなんかを通じてやってきたんですが、この報告書というのは、ある意味でDNSを対象にしていますけれども、今ここに出てる **the Internet** といわれるものがどうあるべきかということにらんでの報告書だということを、われわれは自覚しておく必要があるかと思えます。

基本的には、もっと大きく申し上げるならば、市場経済社会というのは、あるルールにのっとって自由に取引ができるというのが市場経済社会でありますので、自由と言いなながらも一定のルールが必要であるというのは明らかだと思います。

これは、**the Internet** という情報が自由に行き交うというのが重要であるとしても、適切なルールが必要であると。そういう認識のもとで今回はDNSを取り上げて、1つの、最も重要なパートであるということは間違いのないわけですので、それを取り上げて議論していった。そういう認識で私は議論に参加してきたつもりでありますけれども、この報告書

を委員会で議論するときにも、そういった視点で議論した者がいるということ、どっかにとどめておいて頂ければありがたいというふうに思います。

(村井主査) はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか、はい。

それでは、大変貴重なご意見を頂きましたので、その部分の修文をします。一応、予定では今日が議論の期限ということで予定してますので、パブコメ前の修文の最終的な確定というのは、皆さんお気づきの点その他を伺いながら主査に一任をして頂くというプロセスが必要になってまいります。そういう形で進めさせて頂いて、よろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。何かお気づきの点ありましたら、今週の10月1日水曜日までに事務局に意見を提出して頂きたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

(2) その他

(村井主査) 本日の議事、以上ですけれども、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

(西室データ通信課課長補佐) はい、ありがとうございます。

先ほどおっしゃって頂いたように、報告書の案についての追加のご意見、水曜日10月1日までに頂ければ助かります。その後は、先ほど村井先生からもおっしゃったとおり、報告書案のパブコメを予定しております。

以上でございます。

閉 会

(村井主査) はい。ありがとうございます。本日の会合は、これで閉会とさせていただきます。お忙しいところ、どうもありがとうございました。